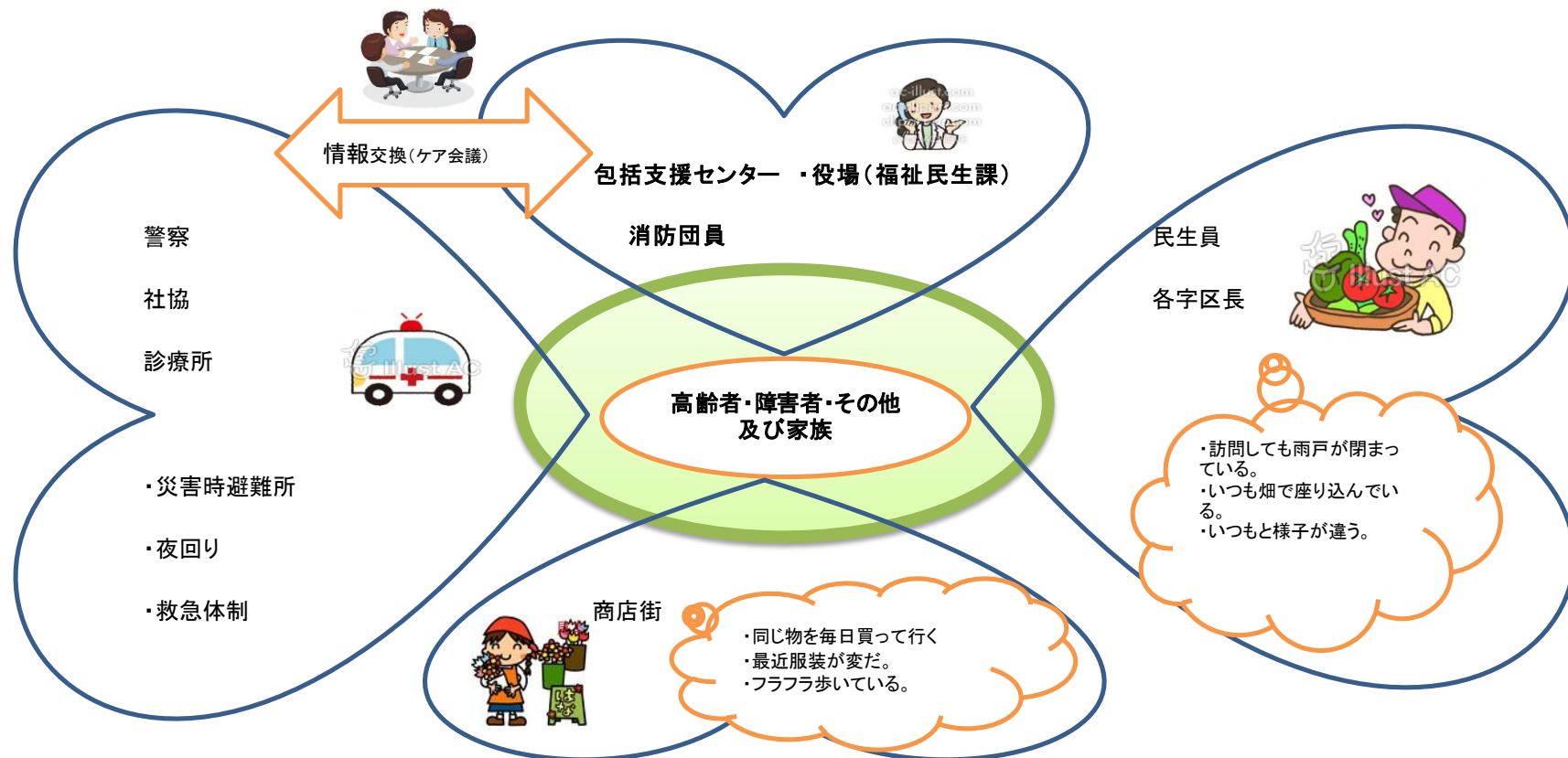




## 地域ぐるみの見守り体制

- ・ 対象者：独居老人・高齢者夫婦世帯・精神疾患患者・認知症（疑い含む）
- 包括支援センターを中心に、行政（福祉・介護担当課）・社会福祉協議会・警察・民生員・各字区長（6字）
- ・商店街が連携し、対象者の見守りを行う。

### ～皆の明日の安心のために～





( 沖縄県 )

地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（様式）

①区町村名	南大東村
②人口（※1）	平成25年4月1日現在 人口1,258人 ( )
③高齢化率（※1） (65歳以上、75歳以上それぞれについて記載)	65歳以上 22.2% (280人) ( ) 75歳以上 12.0%
① 取組の概要	村は、専門医療機関が無い。又、介護事業所も1か所の為、高齢者や障害者が住み慣れた島で、その人らしい生活を続けられるように、1. 包括支援センターが中心に必要時に関係者や地域に協力願いをし、高齢者や精神疾患等を対象に緊急時や日頃の生活状況の見守り体制づくりをしている。2. 当村の保健事業、介護予防事業、介護サービス等は、村内の関係機関（高齢者福祉センター、老人クラブ、社会福祉協議会、診療所等）と密に連携し、全対象者にサービスを提供するようにしている。3. また診療所（医師1人、看護師1人）が毎日24時間救急対応できるための体制づくりへの協力として大きな事故や緊急の場合スタッフが足りない場合、包括看護師や社協の看護師が応援できる体制をとっている。
⑤取組の特徴	地域ぐるみの見守り体制
⑥開始年度	平成12年頃
⑦取組のこれまでの経緯	独居老人や高齢者夫婦世帯、又、精神疾患等を対象者全戸訪問や、宅配弁当等で状況を把握し、地域や、商店街から普段と変わった行動等があった場合、役場や社協に通報し、必要スタッフが対応する。長期にわたる見守り対象者は、区長会や民生員の定例会にて協力願いをし、地域で見守り体制を行う。又、包括支援センターと高齢者生活福祉センターと連携し、介護サービス・介護予防事業・保健事業を取り組んでいる。又、一般高齢者や老人クラブと事業の連携をし、「お楽しみ会」と称した健康講話会やストレッチ体操、グラウンドゴルフ・ゲートボール大会を開催している。その他、社会福祉協議会に生きがいデイサービスを委託している。
⑧主な利用者と人数	(見守り体制) 認知症や認知症疑い(約15人)者・精神疾患(約19人) ・独居老人(約57人)・高齢者夫婦世帯(約65世帯)・生活保護世帯(約21世帯)・虐待疑い世帯(約2人)、(お楽しみ会 参加者約335人)
⑨取組の実施主体及び関連する団体・組織	行政(包括センター・福祉・介護担当課)・社会福祉協議会・高齢者福祉センター・警察・民生員・各字区長(6字)・商店街、診療所等
⑩市区町村の関与(支援等)(※2)	事例から検討が必要な事項がでた場合や村としての対応策が必要になった場合は、地域ケア会議にあげている。 予算化は無
⑪国・都道府県の関与(支援等)(※3)	特になし





⑫取組の課題	今後高齢化し、見守りが必要な対象が増える状況にある。その中でも身寄りがいない人が多くなる傾向にあり、島で対応できなくなった時や、財政等の問題で行政として今後の課題は多い。
⑬今後の取組予定	現状を継続していく。
⑭その他	
⑮担当部署及び連絡先	福祉民生課 福祉・介護担当 09802-2-2036

- ※1 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を( )内に記載してください。
- ※2 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。
- ※3 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。





一人ひとりの思いやりで支える共生の島づくりの実現へ

高齢者の生きがいづくり



政策形成  
 ・社会基盤整備 ・介護保険事業計画 ・障害者計画 ・健康づくり計画 ・母子保健計画・防災計画等の行政計画の位置づけ



防災整備



健康づくり環境整備



子育て支援環境

・地域づくりの検討

地域課題の発見・把握



(個別ケア会議)



ライフサポート南大東会議



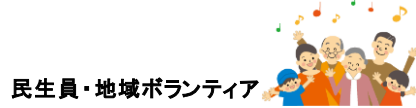
在宅介護



介護サービス事業所



商店街



民生員・地域ボランティア



老人クラブ



pixta.jp - 3824113

地域住民



診療所



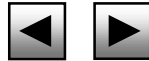
消防団



警察



デイサービス





## ○ライフサポート大東会則

平成22年1月26日

告示第2号

### (名称)

第1条 この会は、ライフサポート大東ウフアガリ(以下「本会」という。

### (目的)

第2条 南大東村、南大東村教育委員会、南大東村社会福祉協議会、南大東村民生委員児童委員協議会、南大東診療所並びに南大東駐在所が連携し、南大東村に居住する住民の健康と福祉、生活安全等の情報を共有し、諸課題の解決に取り組み住民一人一人が、安心、安全、生き生きとした生活がおくれるように、ライフスタイルのサポートを行うことを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 保健衛生など、健康に関する相談、問題への取り組み協議
- (2) 福祉(障害者支援、高齢者世帯、独居老人の支援・介護等)に関する相談、問題への取り組み協議
- (3) 青少年の非行防止、高齢者虐待、DV等、反社会的行為の防止活動
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

### (委員・事務局員)

第4条 本会の委員は10人以内とし、事務局員は、保健福祉の各担当が当たる。

- 2 委員並びに事務局員は、別紙1の定めにより構成し、村長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、役場の会計年度に合わせた2年とする。ただし、初年度については2年2ヶ月とする。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名 (副村長)
- (2) 副会長2名 (社協事務局長・福祉民生課長)

### (役員任期)

第6条 役員任期は、2年とし、再任は妨げない。





(役員の仕事)

第7条 会長は、会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(事務局)

第8条 次の事務を処理するために、南大東村役場福祉民生課内に事務局を置く。

- (1) 会議の招集案内
- (2) 会議の資料作成
- (3) 会員との事務連絡調整
- (4) その他事務局に関し、必要な事項

附 則

この会則は、平成22年2月1日から施行する。

ライフサポート大東ウフアガリ 委員名簿

NO	職名等	備考
1	南大東村副村長	委員会会長
2	南大東診療所長	委員
3	南大東警察官派出所長	委員
4	区長会会長	委員
5	村社会福祉協議会事務局長	委員
6	村社会福祉協議会事務局員	委員
7	主任民生委員児童委員	委員
8	南大東村教育長	委員
9	南大東村土木課長	委員
10	南大東村福祉民生課長	副会長

事務局

1	保健師	南大東村保健センター所属
2	保健師	南大東村保健センター所属
3	保健衛生担当者	南大東村保健センター所属
4	乳児医療担当者	南大東村保健センター所属
5	障害・福祉担当者	福祉民生課所属

